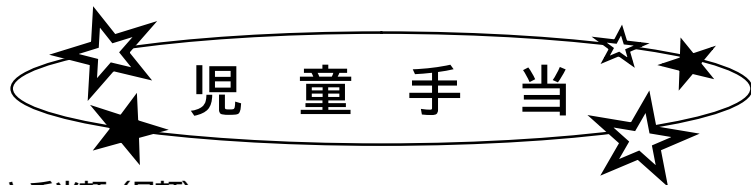


\\児童手当を受給するには申請が必要です!!\\



(1) 対象と手当額（月額）

児童手当は18歳年度末までの児童が対象です。

	児童年齢	金額
手 当 額	0歳～3歳未満	15,000円
	3歳～高校生年代（第1子・第2子）	10,000円
	0歳～高校生年代（第3子以降）	30,000円
所得制限	なし	
多子加算 算定対象	22歳年度末までの子	
支給月	年6回（偶数月）	

(2) 対象となる方

児童手当の申請者は、18歳年度末までのお子さんを養育している保護者のうち、主たる生計の中心者（恒常的に所得の高い方など）です。

児童手当は申請しないと受給できません。お子さんが生まれた方や、中野区に転入された方は、新たに手続きが必要です。（公務員の方は、原則として勤務先での申請になります。）

(3) 支給について

申請月の翌月分から支給します。ただし、出生・転入による申請は、申請日が誕生日・転出予定日（転出届に記載の異動日）の翌日から15日以内の場合、誕生日・転出予定日の属する月の翌月分から支給します。

手当の支給日は偶数月の12日（土日祝日の場合はその前の平日）です。支払月の前月分までをお届けの口座に振り込みます。

(4) 新規申請手続きに必要なもの ※下記ウ～キの書類等は後日提出としてご申請いただけます。 (新たにお子様を出生された方やご転入された方)

- ア 児童手当認定請求書
- イ 監護相当・生計費の負担についての確認書
※対象児童の兄姉等（18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子）を養育しており、対象児童と合わせて児童数が3人以上の方はご記入ください。
- ウ 申請者名義の振込先口座が分かる通帳・キャッシュカード等
※公金の振り込めない金融機関は不可
※配偶者または受給対象児童名義の口座は不可
※公金受取口座を利用する場合は、請求書に振込先金融機関等の記載は不要です。
- エ 個人番号がわかるもの+本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
※マイナンバーカードのみで本人確認を兼ねます。
- オ 申請者の加入保険が確認できるもの（資格確認書等*）の写し
※3歳未満の児童を養育し、かつ各種共済組合員（私立学校教職員共済を除く）の方のみが必要です。「保険者番号・記号・番号・枝番」の各欄はマスキングしてください。
*資格確認書、マイナポータルから保険情報を印字したもの（保険者名・氏名・生年月日・性別・資格取得年月日がわかるもの）
- カ 申請者及び配偶者の所得情報
各年1月1日時点に住民登録のあった自治体にマイナンバーで情報照会します。1月1日に住民登録のあった市区町村を必ずご記入ください。
- キ その他
お子さんと別居している等、ご事情により別途書類が必要となる場合があります。

(5) 対象となるお子さんが増えた方は、額改定認定請求書を提出してください。

※下記ウの書類等は後日提出としてご申請いただけます。
※増額についても申請しなければ受給できません。

- ア 児童手当 額改定認定請求書・額改定届
- イ 監護相当・生計費の負担についての確認書
※対象児童の兄姉等（18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子）を養育しており、対象児童と合わせて児童数が3人以上の方はご記入ください。
- ウ 申請者の加入保険が確認できるもの（資格確認書等*）の写し
※詳細に関しては、(4) 新規申請手続きに必要なもの【オ】をご確認ください。

裏面もお読みください

(6) 現況届について

児童手当の認定後毎年、支給要件を満たしているかどうかの審査を行います。一部の方は審査の際、現況届の提出が必要です。対象の方には、毎年6月に送付しております。対象等詳しくは区のホームページをご覧ください。

(7) 受給後の注意

申請した当時と状況が変更した場合、届出が必要になる場合があります。詳しくは区のホームページをご覧ください。

中野区公式ホームページ
児童手当（国制度）
はこちら→



(8) 申請方法

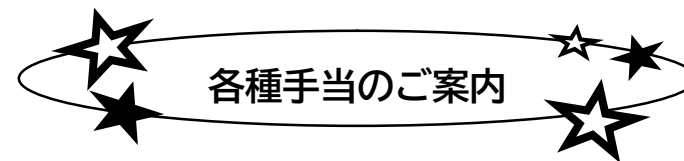
- ・窓口申請・・・子ども総合窓口（区役所3階1番）、地域事務所（南中野・東部・江古田・野方・鷺宮）
- ・郵送申請・・・各届出は区のホームページよりダウンロードが可能です。
※郵送申請の場合、申請受理日は請求書が区役所に到着した日です。
- ・電子申請（ぴったリサービス）・・・下記の2次元コードからご申請ください。
※マイナポータルから電子申請が可能です。申請には申請者のマイナンバーカードが必要です。
※スマートフォンまたはICカードリーダーライターとインターネットを利用できるパソコンのどちらかが必要となります。



【ぴったリサービス】
電子申請受付
2次元コード

【問い合わせ先（提出）先】

〒164-8501 中野区中野4-11-19
中野区役所3階 中野区子ども教育部子育て窓口
03-3228-5484(平日8:30~17:00)



児童手当以外に、家庭状況により下記手当・給付金が受給できる場合があります。詳細につきましては、区のホームページをご確認いただくか、下記担当までお問い合わせください。

●児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）・・・18歳年度末までの児童を養育している、ひとり親、または父母のいずれかに重度の障害がある家庭等
※児童扶養手当は、中度の障害のある児童の場合は20歳未満の児童まで対象

●児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当・・・20歳未満の障害のある児童を養育している家庭

●実質ひとり親家庭への子育て支援給付金・・・18歳年度末までの児童を養育している、区内在住の離婚調停または離婚訴訟（裁判）中の父母

☆上記手当・給付金の申請および相談は、区役所3階1番子ども総合窓口までお越しください。（各地域事務所では手続きできません）

☆各手当・給付金には所得制限があります。また、受給要件により持参していただく書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

中野区公式ホームページ
子どもの手当・給付金



【児童手当以外の各種手当に関する問い合わせ先】

〒164-8501 中野区中野4-11-19
中野区役所3階 中野区子ども教育部子育て支援課児童手当係
03-3228-8952(平日8:30~17:00)